

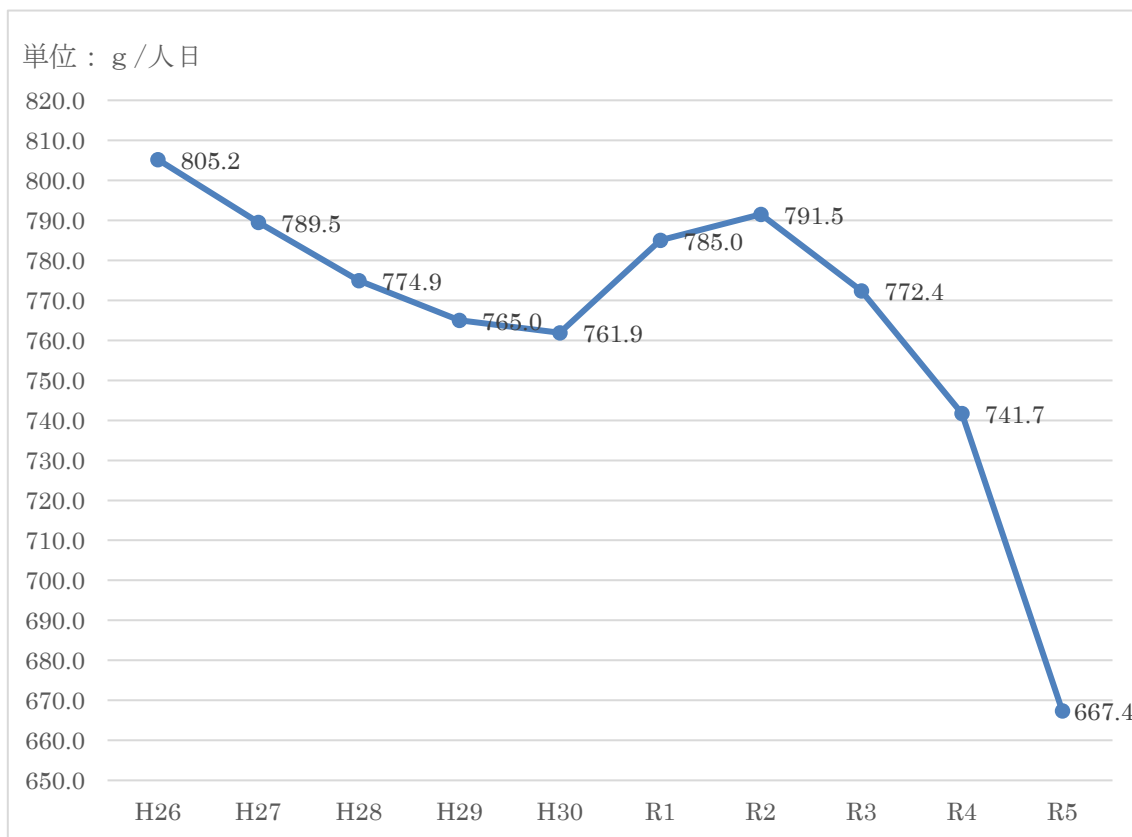
## 武蔵村山市における廃棄物処理の現状について

## 1 本市のごみ・資源化の推移

## (1) 排出量の推移

総排出量とは、収集ごみ量、持込ごみ量、資源量の合計値です。市民1人1日当たりの総排出量は、令和2年度から減少傾向にあり、令和5年度には667.4gとなっています。

図1 市民1人1日当たりの総排出量の推移



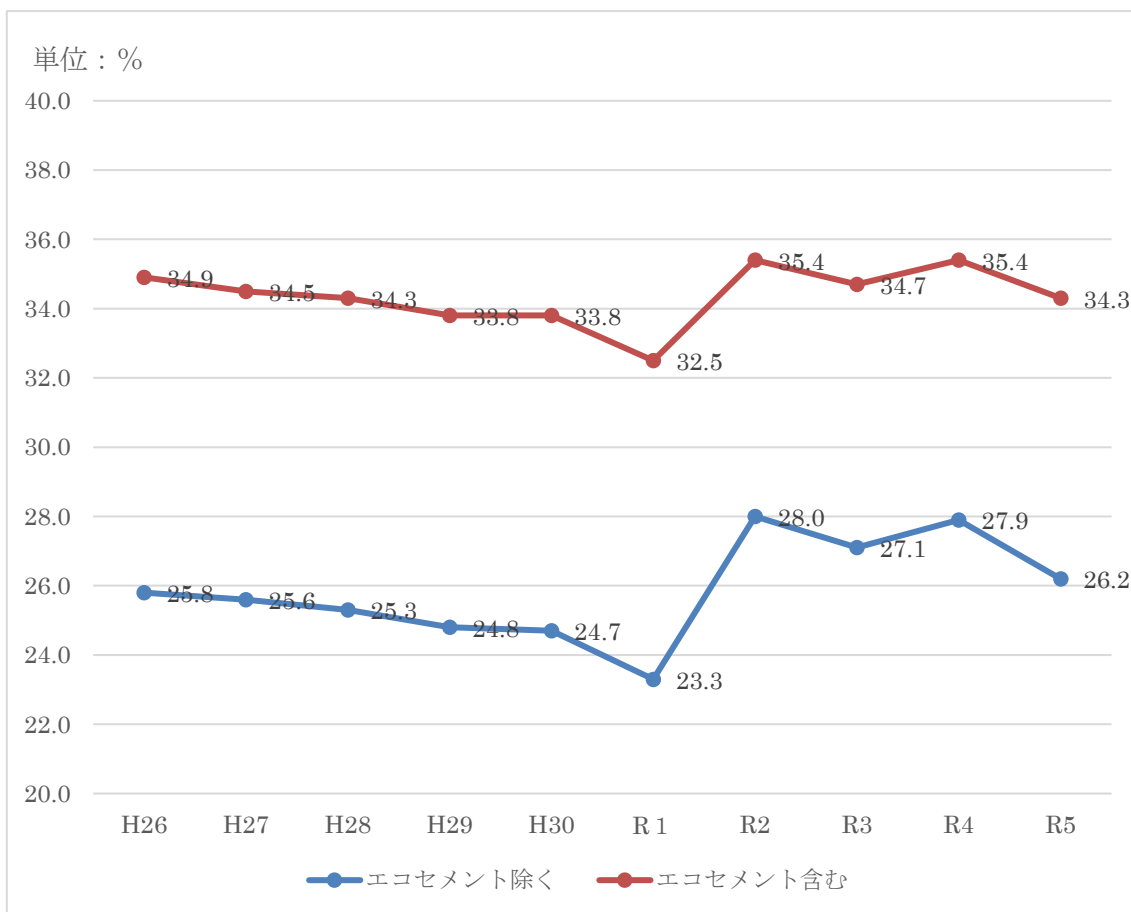
|           | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績 (g/人日) | 805.2 | 789.5 | 774.9 | 765.0 | 761.9 | 785.0 | 791.5 | 772.4 | 741.7 | 667.4 |

## (2) リサイクル率の推移

本市のリサイクル率（資源化率）は、令和4年度の35.4%から令和5年度には34.3%へ緩やかに減少しています。

資源回収量の減少の要因としては、家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入によりごみの総排出量が減少したこと、およびごみの分別区分を変更し、15cm未満のプラスチック製品、ゴム・シリコン製品、衣類・かばん・ベルトを除く革製品ビニール製品を不燃ごみから可燃ごみに変更したことが考えられます。

図2 リサイクル率の推移



|          | H26  | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   | R2   | R3   | R4   | R5   |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| エコセメント含む | 34.9 | 34.5 | 34.3 | 33.8 | 33.8 | 32.5 | 35.4 | 34.7 | 35.4 | 34.3 |
| エコセメント除く | 25.8 | 25.6 | 25.3 | 24.8 | 24.7 | 23.3 | 28.0 | 27.1 | 27.9 | 26.2 |

## 2 多摩26市における本市の状況

(令和4年度実績：多摩地域ごみ実態調査より)

### (1) 1人1日当たりの総排出量

令和4年度の市民1人1日当たりの総排出量は、多摩地域26市の中で7番目に多く、最も少ない市と比べ129.9g、平均と比べても35.4g多い状況です。

図3 多摩26市における1人1日当たりの総排出量

| 市 町 村 名   | ごみ量 (g/人日) | 順位 |
|-----------|------------|----|
| 日 野 市     | 609.8      | 1  |
| 小 金 井 市   | 619.6      | 2  |
| 東 大 和 市   | 645.8      | 3  |
| 西 東 京 市   | 648.7      | 4  |
| 小 平 市     | 655.7      | 5  |
| 府 中 市     | 660.0      | 6  |
| 東 村 山 市   | 661.8      | 7  |
| 立 川 市     | 662.9      | 8  |
| 清 瀬 市     | 664.9      | 9  |
| 国 分 寺 市   | 666.7      | 10 |
| 狛 江 市     | 669.7      | 11 |
| 三 鷹 市     | 675.3      | 12 |
| 調 布 市     | 696.9      | 13 |
| 稲 城 市     | 700.9      | 14 |
| 国 立 市     | 703.8      | 15 |
| 八 王 子 市   | 726.8      | 16 |
| 多 摩 市     | 731.0      | 17 |
| 東 久 留 米 市 | 731.1      | 18 |
| 昭 島 市     | 733.0      | 19 |
| 武 蔵 村 山 市 | 739.7      | 20 |
| 町 田 市     | 741.4      | 21 |
| 福 生 市     | 750.8      | 22 |
| 武 蔵 野 市   | 766.7      | 23 |
| 羽 村 市     | 805.7      | 24 |
| 青 梅 市     | 814.2      | 25 |
| あ き る 野 市 | 828.5      | 26 |
| 平 均       | 704.3      |    |

※人口の基準日が10月1日現在のため、図1の数値とは異なります。

(2) リサイクル率 (エコセメント含む)

リサイクル率は、多摩地域26市の中で9番目に低く、最も高い市と比べ13.5ポイント、平均と比べても2.2ポイント低い状況です。

図4 多摩26市における資源化率

| 市 町 村 名   | 資源化率 (%) | 順位 |
|-----------|----------|----|
| 国 分 寺 市   | 48.9     | 1  |
| 小 金 井 市   | 48.0     | 2  |
| 立 川 市     | 44.1     | 3  |
| 東 村 山 市   | 42.3     | 4  |
| 西 東 京 市   | 41.3     | 5  |
| 調 布 市     | 40.8     | 6  |
| 日 野 市     | 39.0     | 7  |
| 小 平 市     | 38.9     | 8  |
| 三 鷹 市     | 38.4     | 9  |
| 府 中 市     | 38.4     | 10 |
| 武 蔵 野 市   | 38.0     | 11 |
| 東 久 留 米 市 | 37.9     | 12 |
| 清 瀬 市     | 37.1     | 13 |
| 国 立 市     | 36.8     | 14 |
| 狛 江 市     | 36.0     | 15 |
| 東 大 和 市   | 35.9     | 16 |
| 昭 島 市     | 35.6     | 17 |
| 武 蔵 村 山 市 | 35.4     | 18 |
| 羽 村 市     | 34.8     | 19 |
| 福 生 市     | 34.5     | 20 |
| 多 摩 市     | 33.9     | 21 |
| 八 王 子 市   | 33.8     | 22 |
| 青 梅 市     | 33.3     | 23 |
| 町 田 市     | 32.6     | 24 |
| あ き る 野 市 | 31.8     | 25 |
| 稲 城 市     | 30.6     | 26 |
| 平 均       | 37.6     |    |

### 3 中間処理について

本市の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理は、小平市・東大和市を含め3市で構成する小平・村山・大和衛生組合において共同で行われています。

可燃ごみは、焼却処理施設で焼却され、不燃ごみ及び粗大ごみは、粗大ごみ処理施設で選別・破碎処理されています。

しかしながら、焼却処理施設、粗大ごみ処理施設とも老朽化が進んでいるため、現在、小平・村山・大和衛生組合では3市共同で施設の整備を進めています。

「資源物中間処理施設エコプラザ スリーハーモニー」については、平成31年4月から稼働し、容器包装プラスチック及びペットボトルを受け入れ各工程を経て圧縮梱包し、リサイクル業者に引き渡しをしています。

「不燃・粗大ごみ処理施設」については、令和2年4月から稼働し、家庭などから出る不燃ごみ及び粗大ごみの受け入れ、処理を行っています。

また、「(仮称)新ごみ焼却施設」については、令和7年度の稼働を目指し、現在、工事を進めている状況です。

新たに建設する新ごみ焼却施設は、施設の周辺地域や環境に配慮するため、従来の処理能力(360t/日)よりもコンパクトな規模(236t/日)を予定しています。

そのため、施設規模に合わせたごみの減量などが課題となっています。

なお、ごみ焼却施設の整備期間中は、組合におけるごみの処理能力が低下することから、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定」に基づき、令和3年度以降、小平・村山・大和衛生組合と西多摩衛生組合との間で「可燃ごみ焼却処理等委託契約」を締結し、西多摩衛生組合において可燃ごみの一部の受け入れ及び処理を行っています。

#### 4 最終処分について

小平・村山・大和衛生組合で焼却・破碎処理したごみは、多摩25市1町で構成している東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場(日の出町)において、共同で最終処分しています。

搬入した焼却灰は、エコセメントの原料として全量再利用し、現在のところ埋め立て処理は行っていません。

また、破碎不燃物の搬入については、平成29年度まで埋め立て処理を行っていましたが、処分場の延命化及び周辺環境への影響を考慮し、平成30年度からは、民間処理施設において全量リサイクルを行っています。

東京たま広域資源循環組合におけるエコセメント事業の今後の見通しについては、現在、東京たま広域資源循環組合が締結しているエコセメント化施設運営委託が令和7年度末をもって終了することとなっているため、それまでは現行の体制で事業を継続していく予定としています。

なお、令和8年度以降の方向性については、現在のところ検討を行っている状況ですが、事業を継続する場合には大規模修繕等の経費の増が見込まれるため、可能な限りごみの排出を抑制する必要があります。